

## ご存知ですか? 「花と緑」の助成制度

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

「芦屋庭園都市づくり」のための具体的行動項目については、広報4月号でお知らせしましたが、今回は「緑の情報収集と発進」の一つとして、本市および兵庫県で取り組んでいる「花と緑」に関する助成制度についてご紹介します。

本市が花と緑いっぱいのまちになるよう、ご活用ください。

### 芦屋市の助成制度

【住民緑化団体育成助成】申請先:みどりの課(☎25-2103)

**対象** 花壇やプランターの設置など、緑化活動を恒常的に行う10人以上の市民団体  
 大型プランターを設置している場合 1基あたり2,000円(限度額・50,000円)  
 花壇を維持管理している場合 10㎡未満・10,000円～45㎡以上・50,000円限度  
 街路樹を維持管理している場合 100m未満・10,000円～800m以上・50,000円限度

【生け垣等設置助成制度】申請先:みどりの課(☎25-2103)

**対象** 居住の住宅敷地に生け垣等を設置する工事(設置に伴う塀の撤去工事含む)、新たに居住用住宅を建設して生け垣等を設置する工事

樹木の植栽(高さ1m以上の常緑樹)

算定基礎:植栽延長1mにつき50,000円以内

交付額:算定基礎から得た額の3分の2以内(限度額・400,000円以内)

つる性植物の植栽(塀を被覆するもの)

算定基礎:植栽延長1mにつき10,000円以内

交付額:算定基礎から得た額の3分の2以内(限度額・150,000円以内)

既存塀の撤去工事(生け垣設置に伴うもの)

算定基礎:撤去延長1mにつき8,000円以内

交付額:算定基礎から得た額の3分の2以内(限度額・120,000円以内)

【緑化等環境保全事業助成】申請先:生活環境部総務課(☎38-2051)

**対象** 市内の緑化・植樹事業、ピオトープ設置、環境教育に係る映像、パソコンソフト・図書の製作または購入、その他環境保全に関する事業を実施する市民等

助成内容 対象事業の実施に要する経費の3分の1の額(限度額・100,000円)

今回は、8月に募集する予定です。

### 兵庫県の助成制度

【緑化用苗木の配布事業】申請先:兵庫県阪神南県民局環境課(☎06-6481-4658)

**対象** 公園・道路沿線などの公開公有地、学校・病院・福祉施設などの公共施設の公開または半公開されている敷地、集合住宅の共用地や事業所等の接道部等の場所で植樹や維持管理を行う、緑化活動団体や自治会等の住民団体

助成内容 原則として、1団体に樹種により上限100本または200本の苗木を配布

【住民組織の育成事業】申請先:兵庫県阪神南県民局環境課(☎06-6481-4658)

**対象** 緑化活動を、これから年間を通じて恒常的に実施する10人以上の団体

大型プランターを設置している場合 1基あたり1,000円(限度額・50,000円)

花壇を維持管理している場合 10㎡未満・10,000円～45㎡以上・50,000円限度

街路樹を維持管理している場合 100m未満・10,000円～800m以上・50,000円限度

## 第5回 花と緑のコンクール

ご自宅の庭やベランダ、地域の花壇や事務所等で育てている草花や花木等の写真を撮って応募してみませんか? 今回から「あしや花と緑の会」会員以外のかたもご応募いただけます。「芦屋庭園都市」をともに推進していくため、どしどしご応募ください。

### <応募条件>

**内容** 1年以内に撮影した写真・キャピネ版(127mm×178mm)3枚。組写真可。周辺の景観と花や緑の組み合わせを考えて撮影してください。

**賞について** 桶と賞金(1位・2万円、2位・1万円、3位・5千円、入賞3千円)

**その他** 応募写真は返却しません。入賞写真は、「あしや花と緑の会」会報等に掲載します。表彰式・展示日時は、10月中旬の予定です。

### <応募方法>

写真の裏面に応募者の住所・氏名(会員は会員番号)・撮影日を記入し、9月1日から30日までに下記へ、郵送または直接持参してください。

問い合わせ あしや花と緑の会事務局(みどりの課内)

☎38-2103(〒659-0034 陽光町1-1 総合公園内)

## 第57回 芦屋市展

会期 6月12日～27日<月曜休館>

午前10時～午後5時

入館は4時30分まで

最終日は4時30分で閉館します

会場 美術博物館

部門 平面1(抽象)、平面2(具象)、

立体、写真、工芸

観覧料 一般300(240)円、大高生200(160)円、

中学生以下無料

\* ( )内は20人以上の団体料金

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(伊勢町12-25)

「第56回芦屋市展」会場風景



## 水道週間に「水道水源保全作戦」を実施

六月一日から七日までを「水道週間」とし、より質の高い安全で良質な水を安定的に供給できる水道の整備促進や、地震などの災害に強い水道づくりを進めていくための事業を実施しています。

本市も六月四日(金)午後一時から三時まで、貴重な水資源である芦屋川を守るため、「第十二回水道水源保全作戦」を展開し、水道関係者等により取水口から上流約3kmの清掃作業を実施します。今年も、水道部・水道サーブス協会・水道工業協同組合・芦屋カンツリー倶楽部・生活環境部・芦屋健康福祉事務所(芦屋保

### 春のわがまちクリーン作戦

海と陸のクリーン作戦「リフレッシュ瀬戸内」、「クリーンアップひょうごキャンペーン」協賛事業に、ご家族そろってご参加ください。\*手袋・ごみ袋は用意します。

日時 6月13日(日)午前9時～11時30分

雨天の場合は20日(日)に順延

集合 芦屋公園(中央会場)

各ブロックごとに定める場所

申し込み 各町の自治会へ

問い合わせ 自治環境協議会(市民参画課内)☎38-2007

健康所が参加 この作戦で昨年は六五〇kgを超えるごみを収集しました。市民の皆さんも、川にごみを捨てないなど身近な暮らしの中での水源の保全にご協力をお願いします。

問い合わせ 水道部総務課 ☎2080

## 社会教育関係団体登録の申請受付

申請期間 6月15日～30日(土・日・祝日を除く)

下記の登録の要件に該当し、登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。登録の有効期間は、承認日から平成18年8月31日までです。

### 【登録要件】

社会教育法に基づく組織的な教育活動を自ら行い、その団体の学習活動・内容が明確であり、公の支配に属さない団体であること。

団体運営については、団体に主体性があり、営利事業や政治・宗教活動を目的としない任意団体であること。特に芸能・趣味関係団体については、活動が流派の普及活動や指導者の営利を目的としたり、またはそれに類した行為を行わない団体であること。

過去1年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。

規約および経理機構があり、団体の本拠としての事務所を有していること。

健全な自己財源を持ち、会員の会費等の負担額が一般的に見て高額すぎないこと。

団体の活動への参加窓口を一般市民に広げていること。団体内だけの活動のみでなく、地域全体への普及啓発活動があること。

組織の構成メンバーが、主として芦屋市民であること。また、芦屋市域を活動の拠点にしていること。

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

### 海浜公園プールの催し

問い合わせ 海浜公園プール ☎22-8861(浜風町30-1)

夏期健康教室	スイムクリニック
シルバー体操教室(60歳以上・若干名) 日時 7～9月(水曜日・全10回) 午後1時30分～2時45分 受講料 11,000円	ビデオに撮って自分の泳ぎを見てみよう! 日時 6月23日～7月14日(水) 6月18日～7月9日(金) いずれも午後1時～2時30分 定員 4回コース・各10人 受講料 6,500円
シェイプアップ教室(一般・若干名) 日時 7～9月(金曜日・全10回) 午後1時30分～2時45分 受講料 11,000円	申し込み 6月9日(水)から所定の申込書を上記へ提出 <先着順>
申し込み 6月18日(金)から所定の申込書を上記へ提出 <先着順>	

- 白バラ だより
- 雨ニモマケズ
  - 風ニモマケズ
  - 金ヤ地位ニモマドワサレズ
  - 丈夫ナ身体ト強イ意志ヲ持テ
  - 欲ハナク
  - 決シテ驕ラズ
  - アラユルコトヲ
  - 庶民ノ感覚ヲモツテ
  - タエズ、ヨク具、聞キ、判断シ
  - 初心ヲ忘レズ行動スル
  - 東ニ悩ンデイル人アレバ
  - 行ツテ耳ヲカタムケ
  - 西ニ困ツテイル人アレバ
  - 行ツテ手ヲ貸シテヤリ
  - 南ニ苦シム人アレバ
  - 行ツテハゲマシノ声ヲカケ
  - 北ニ立チスクンデイル人アレバ
  - 行ツテ共ニ歩モウトイイ
  - 自ラカカゲタ公約ヲ守リ
  - 明ルイマチツクリニ努メスル人
  - コウイウ人ニ
  - 私ハ投票ノタイ

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100